

経済産業省告示第二百二十三号

平成十六年経済産業省告示第二百三十五号（ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準）に基づき、経済産業大臣が別に指定する受付機関及び経済産業大臣が別に指定する調整機関を次のように定め、平成二十一年六月二十五日から施行する。

なお、平成十六年経済産業省告示第二百三十六号は、平成二十一年六月二十四日限り廃止する。

平成二十一年六月二十五日

経済産業大臣臨時代理 国務大臣 甘利 明

一、経済産業大臣が別に指定する受付機関について

1．名称 独立行政法人情報処理推進機構

2．主たる所在地 東京都文京区本駒込二丁目二十八番八号

二、経済産業大臣が別に指定する調整機関について

1．名称 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター

2．主たる所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地